第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表は、改正前の「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則第93条の規定により、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法、即ち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成しております。

また、連結財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」(昭和60年郵政省令第26号)により作成しております。

前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則及び電気通信事業会計規則に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月15日内閣府令第65号)附則第9号第2項第2号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しており、電気通信事業会計規則附則(平成20年3月21日総務省令第27号)第2条の規定により、改正前の電気通信事業会計規則により作成しております。

また、財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の連結財務諸表、及び前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表、及び当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。